

歯科医師から受注される歯科技工指示書は、歯科技工士にとって診療カルテと同等の価値があり、その確認作業は極めて重要であり、「トレーサビリティ確保」の出発点でもあり、歯科医師の治療方針を理解し、補綴物製作における意思の疎通を図らなければならない。また、受注された補綴物の製作が自歯科技工所での完結型か、さらに他の歯科技工所への孫委託を行うものであるかを明確にし、歯科医師に明確に伝達しなければならない。さらに、平成 23 年 6 月厚生労働省から発信された「歯科医療における補綴物等のトレーサビリティに関する指針」の中で、海外への委託用として例示された「補綴物管理票」（仮称）は歯科技工指示書とは異なり、補綴物製作過程や材料の詳細を記したもので、自歯科技工所から孫委託する歯科技工所へも伝達されるものであり、歯科医師の手元に納品され、患者に確認されるまで補綴物とともに添付される貴重な書類であることを認識しなければならない。

今回の調査において「海外での補綴物製作」に関して歯科医師側の作業工程や材料に対する認知度は決して高いとは言えず、また、患者に対する説明、承諾に関しても約半数は実施されていないのが現状である。海外技工に関わる法的検討、例えば取扱業者・歯

科技工所の基準、歯科技工材料に関わる国際規格化、輸入される補綴物に対する検査体制など今後検討されなければならない課題も多いが、「トレーサビリティの確保」においては、海外技工のみならず国内で対応される補綴物製作においても厳格に実施される必要がある。今後、保証書、技工伝票、技工指示書等、具体的なサンプルを集めて、トレーサビリティの具体的推進方法について検討する必要がある、関連学会、歯科医師会、歯科技工士会、メーカー等関係者への周知、ディスカッションが必要と結論づけることができる。

#### **F. 健康危険情報**

なし

#### **G. 研究発表**

なし

#### **H. 知的財産権の出願・登録状況**

なし

#### **・研究成果の刊行に関する一覧表**

なし

#### **・研究成果の刊行物・別刷**

なし